

## 第 2 回 小諸市自治基本条例ワーキンググループ

## 1. ワーキンググループの進め方(案)

第 1 回ワーキンググループにおいて、自治基本条例の内容については、ワーキンググループの中で答えを記入していく方法で進めたいとのご意見をいただきました。

そこで、ワーキンググループではまず、項目ごとに条文に盛り込む内容の整理を行ない、整理が終わった段階で自治基本条例案の検討に入ります。

### 自治基本条例案検討の流れ

- ( 1 ) 項目毎に自治基本条例に盛り込む内容の整理
  - ・ 目的、条例の位置づけ、基本理念、原則
  - ・ 市民の定義、権利、責務、役割
  - ・ コミュニティの責務、役割
  - ・ 事業者の責務、役割
  - ・ 議会、執行機関の責務、役割
  - ・ 市政運営の原則
  - ・ 参加、協働
  - ・ その他
- ( 2 ) 自治基本条例に盛り込む内容の全体調整・骨子の確定
- ( 3 ) 自治基本条例案の検討
- ( 4 ) 説明会やパブリックコメント等による意見聴取
- ( 5 ) 自治基本条例案の修正
- ( 6 ) 自治基本条例案の市長への提言

## 2 一般的な自治基本条例の構成

多くの自治体で自治基本条例が制定されてきていますが、その構成や内容は自治体によって様々です。あくまで一例として一般的に自治基本条例に規定されている内容を示しますが、小諸市にとって必要な項目や分かりやすい構成を考えていきます。

大項目	小項目
前 文	
1.総則	1.目的
	2.条例の位置づけ
	3.用語の定義
	4.基本理念・基本原則
2.各主体の権利・責務・役割	1.市民
	2.コミュニティ
	3.事業者
	4.議会
	5.執行機関
3.市政運営	1.総合計画
	2.財政運営
	3.行政評価
	4.情報公開
	5.個人情報保護
	6.説明責任
	7.行政手続
4.参加・協働	1.協働の推進
	2.審議会等への参加
	3.住民投票制度
	4.パブリックコメント
5.その他	1.広域連携
	2.条例の見直し

### 3 自治基本条例の主な規定内容

---

#### 前 文

自治基本条例の前文は一般的に市の成り立ちや条例制定の由来、条例の基本的趣旨などを総括的に説明したものです。自治基本条例を小諸市の最高規範として位置づけるのであれば、憲法と同様に自治基本条例が前文を持つことが望ましいと考えられます。

法的に前文は、法令を構成するものではありませんが、前文自体が規定として直接的に適用されるものではなく、各条文の解釈指針の意味合いを持っているものとされています。

このワーキンググループでは、自治基本条例を「総合的まちづくり型」から、盛り込む項目を検討していくことになりました。このため、前文については、各条文にどのような規定を盛り込むかを整理した後に、それらに矛盾していないかを確認しながら、前文の内容を考えていく必要があります。このことから、前文の検討については、盛り込む整理を終えた最終での検討にします。

#### 1. 総 則

##### 1 - 1 目的

自治基本条例が何を指すものか、最終目的を簡潔に記します。

##### 1 - 2 条例の位置づけ

一般的には、自治基本条例は最上位の条例と位置づけられ、自治体の「憲法」と言われていますが、自治基本条例が他の条例に優越するとの法的位置づけはありません。そのため、事実上の「最高法規性」を確保するためには、小諸市の最高規範であることを規定する必要があります。

##### 1 - 3 定義

自治の基本となるキーワードや共通の認識が必要な用語の意義を明らかにします。

定義については、各主体の権利や責務、役割などの項目の規定内容と密接な関わりがあるため、個別に、必要に応じて検討していきます。

##### 1 - 4 基本理念・原則

一般的には、基本理念はまちをつくる際の基本的な考え方や目指すべき方向、基本原則はまちをつくる具体的な進め方や各主体が取り組む際の基本となる行動原則を明らかにします。

基本理念は、前文や目的に記載し、基本原則だけを規定することもあります。

## 2. 各主体の権利・責務・役割

### 2 - 1 市民の権利・責務・役割

地方自治法では「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」や「選挙に参加する権利」などの住民の権利が規定されていますが、市民の主体的・積極的なまちづくりへの関わりを保障するには、これらでは足りません。そのため、この項目で新たに市民の権利を保障します。これに併せて責務や役割の確認も必要となります。

また、市民の範囲の定義付けも必要となり、この規定により以降の各主体の構成も変わってきます。

### 2 - 2 コミュニティの責務、役割

地域や共通の関心によって繋がった「コミュニティ」の果たすべき責務や役割を規定します。自治会などのテーマ型コミュニティ、NPOなどのテーマ型コミュニティをコミュニティとして大きく規定するか、各主体毎に細かく分けて規定するかにより内容が変わってきます。

市民会議の中では、自治会（区）やボランティアの位置づけや役割を規定する必要があるとの意見が多数出されました。

### 2 - 3 事業者の責務・役割

社会経済活動を行なう事業者の果たす責務や役割を規定します。市民会議の中では、営利を目的とする企業ではなく、指定管理者制度などで、行政のアウトソーシング先となる企業やNPO法人を、将来に備えて意義や役割、存在を位置づける必要があるとの意見が出されています。

### 2 - 4 議会の責務・役割

議会が果たす基本的な責務や役割を規定します。議会従来意思決定や監視機関としての位置づけのほか、参加や公開、政策提案機関としての位置づけがあります。

### 2 - 5 執行機関（行政）の責務・役割

市長や職員が果たす責務や役割を規定します。市政運営に関することを規定することもあります。

## 3. 市政運営

### 3 - 1 総合計画

総合計画に基づきまちづくりを実施することを示す規定です。政策展開の最上位に位置づけられる総合計画の地位の確立を図る規定になります。

### 3 - 2 財政運営

財政の状況を総合的に判断し的確な分析を行い、最小の経費で最大限の効果を挙げるなど健全な財政運営を行なうことを示す規定です。また、市民に分かりやすく公表する必要があるとなどが規定されます。

### 3 - 3 行政評価

行政が行なう施策や事業を客観的に評価・検証を行い、その結果を市民に公表し予算編成や総合計画の進行管理に反映させることを示す規定です。

### 3 - 4 情報公開

情報公開については、情報公開条例により行なわれていますが、より開かれた市政の実現を求めて自治基本条例に改めて情報公開を規定することにより、情報の公開を推進する目的があります。

### 3 - 5 個人情報保護

情報公開と同様に、個人情報保護についても自治基本条例に規定することにより、個人情報の適正な取り扱いを推進するものです。

### 3 - 6 説明責任

市民参加や協働、情報の共有化を進める上での前提となる規定です。

### 3 - 7 行政手続

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を目的として、既に制定されている小諸市行政手続条例を保証し一般化する規定です。

## 4. 参加・協働

### 4 - 1 協働の推進

市民と市が、お互いの理解と信頼関係のもとで協働を積極的にすすめることを示すものです。また、市が協働の推進にあたり、市民の自発的な活動を支援するといったことも規定されます。

### 4 - 2 審議会等への参加

重要な計画策定のための審議会に、市民が参加するための規定です。

### 4 - 3 住民投票制度

住民の総意を的確に把握し、協働を進めるための重要な制度です。

小諸市では現在、住民投票条例は常設されておらず、住民の意思を確認する必要がある場合に、案件ごとに条例を制定する形をとっています。

#### 4 - 3 パブリックコメント

重要な施策や計画を策定するにあたり、事前に市民に意見を聞くことにより、市民参加の推進や政策形成の透明性の確保に繋がります。

### 5. その他

#### 5 - 1 広域連携

一自治体では対応できない行政課題を、近隣自治体・国・県と協力しながら解決を図ることの必要性を宣言・確認するものです

#### 5 - 2 条例の見直し

自治基本条例が、その役割を十分に果たすためには、時代の変化に対応した条例の見直しや改善を行う必要があります。期間を定めて見直しをすることを定めている自治体もあります。